

川崎の男女共同社会を **すすめる会通信** No.215

●連絡先 藤井光子 hymico@me.com ☎&FAX 044-944-7872 ●発行日2022年5月10日
〒214-0003 川崎市多摩区菅稲田堤3-8-2-503 ●HP <http://web-k2.jp/ssk1985/>

非正規シングル女性の 現状とこれから

コロナ禍で非正規女性の働き方はどう変わったか

2022 男女共同参画センター協働事業

Part.3



2022年度男女共同参画協働事業 採用に

昨年はコロナ禍で応募を断念した協働事業ですが今年は応募、4月の書類選考・プレゼンを経て採用になりました。コロナ禍でとりわけ女性の雇用悪化が目立ち、She-cession(女性不況)と呼ばれています。雇用調整されやすい職種で、非正規で働く女性が多いことが指摘されています。

長期にわたるコロナ禍が及ぼすダメージや困難が、どのように非正規雇用で働く人に集中しているのかを、参加者と共に考えたいと思います。当事者が発信する場にもできたらと思います。

この状況を変えるには何が必要なのか？講師の依頼など、講座準備はこれから。みなさんと一緒に考える場にしましょう！

2022年度

4/23 第39回総会がおこなわれました

3年ぶりの会員が集まる総会でした。コロナの影響を考え、少人数の総会をと考え会議室も小さめにしました。委任状と合わせて無事成立、議案は了承されました。

◆新幹事紹介 (役員改選 敬称略)

勝又千鶴・小林英子・杉目待子・藤井光子・細谷あつ子／会計監査・中沢土子

◆第2部 最近気になる川崎の「社会教育」の変化

懇談会：渡辺賢二先生を囲んで (2面 11名参加)

すくらむ21 in
まつり  **すすめる会
主催講座**

**フラワーデモを
知っていますか**

女性への暴力を
なくすために
ご参加ください

6/26(日)
13:30~
15:30
すくらむ21
2F 研修室

「フラワーデモ川崎」との 打ち合わせ中

今回の企画のきっかけは、フラワーデモ川崎に参加し、スタッフのみなさんと出会ったことです。

すすめる会は、この数年のジェンダー平等を求める動きに、川崎での他団体との連携や協力関係を高め、ジェンダー平等社会の実現への活動を活発化させる必要性を感じていました。

フラワーデモ川崎の参加時に、フラワーデモ川崎スタッフの方から『すくらむ21に行ってどんな活動をしているのか聞いてみたい』『横の連携も考えていかないか』というお話を伺ったことがきっかけとなりました。ジェンダー平等を推進する拠点のすくらむ21で、「フラワーデモ川崎」とすすめる会、そしてまつりの参加者が懇談・交流し「フラワーデモ川崎」とすすめる会の活動を広く知ってもらうことができればいいと考えました。すくらむまつり参加の方たちに理解を広められたらと思います。



総会第2部 最近気になる川崎の「社会教育」の変化

懇談会 講師 渡辺賢二先生を囲んで (元明治大学講師・他)

公募した市民が企画・実施していた20時間の「平和・人権学習」に気になる変化が…という声が寄せられ、参加していただき、長年社会教育に関わってきた渡辺先生に、その歴史と問題の所在について聞き、懇談をしました。

①1985年に川崎市教育委員会が平和人権推進施策の一環として、市民向け講座として平和教育学級・人権教育学級として実施することになったこと。②継続した理由 ③女性の活動の特徴など これからの課題について意見交換しました。

4/16

ジェンダー不平等の解決を

ローカストから性暴力をなくす会発足会

講演：角田由紀子弁護士

◆発足会に参加して (細谷あつ子)

この事件は、多摩区にある映像関連会社ローカストで起きた性暴力事件。従業員の女性に対して、取締役という地位を利用して会社での支配被支配の関係性をもって、性暴力をし続け、拳銃の果てに、首を絞める暴力を加えて、女性に解雇を通告した。

横浜地裁川崎支部での敗訴判決を経て、2022年2月に東京高裁で、地位、関係性を利用した性暴力であることと、会社の責任も認めた逆転勝訴になりました。被告側の控訴により最高裁で審理中ですが、川口彩子弁護士によると、新たな事実や証拠もなく、高裁の判決が確定されるだろうということでした。5月または6月に判決が出る予定です。

発足会で聞いた被害の内容や被害者の現在の状況もここに書くことはためらわれます。性暴力は被害者の人生すべてにどれほどの影響を及ぼすのかと考えさせられました。性暴力は魂の殺人ともいいます。報告を聞いていて、どうか生きてくださいと思わずにはいられませんでした。

性暴力を生まないジェンダー平等社会にするために、政治や社会に意識を向けて、声をあげていかなければならないと思いました。

ローカストから性暴力をなくす会は、▶東京高裁の判決を確定させる ▶ローカストの被害者の救済に力を合わせる ▶高裁判決の到達点を広げ刑法改正運動につなげていく ▶職場のハラスメント、性暴力に苦しんでいる女性たちがつながれるよう交流する——などを主な活動とすることを確認し発足会は終了しました。

*注『』内は、角田弁護士のレジメから引用→

■角田由紀子弁護士の講演 要旨

事件・裁判の報告に続いて、日本で初めてのセクハラ裁判を起こした角田由紀子弁護士の講演がありました。初めに、角田弁護士自身も性暴力の被害(者)を実感したのは、東京強姦支援センターで法律家として支援を始めてからというお話がありました。

そもそも法律をつくるのも、法律を使うのも男が大半をしめているので、相対的に被害を受ける女の側に視線がないことに気づいたと。これは社会の『あらゆる場面(政治、経済、法律、学術)で力は男性に集中し、女性は周辺部に追いやられてきた。周辺部である家族の中でも中心は男性という構造』に原因があるとの話に、女の存在が無視され続けてきたのだと怒りを感じました。

しかし、そのように無視される女には子どもを妊娠し産む機能があります。日本では『妊娠と中絶は女性の体にしか起きないのに、これらに関する重大問題の最終決定権者は男性』であり、『男性には、精子提供者に過ぎないのに、女性の残りの人生を支配できる「権力」が与えられている』権力は支配者側にあり、『暴力は支配・従属関係が生み出すもの』『性暴力はジェンダーに基づく暴力である』から、暴力・性暴力の根絶はジェンダー不平等を根絶すること、それを解決するのは政治であると締めくくりました。

川崎市における コロナ禍での 非正規シングル女性に対する影響調査から見たこと

詳細はすくらむHP参照 すすめる会から4名参加しました。

●第1部アンケート調査・インタビュー調査報告（概要）

実施期間 2021.12.7～12.10

回答数 非正規 306名 正規 300名 計 606名

- (1) コロナ禍は男女全世代に影響を及ぼしますますます深刻になっている。
- (2) 孤立感→非正規の年代別
全世代・・・孤立感がつものった。…以前より大幅に上回る
悩みや不安がある時の相談相手
非正規年代別16歳から29歳→友人・知人・家族・親戚
40代以上→他の年代と比べて相談できる人が少ない
- (3) 生活支援や制度の利用→自分が申請対象かわからない。利用方法がわからない。手続きが複雑であきらめた。利用することに心理的抵抗があった。
- (4) 必要だと思ふ支援
金銭的な支援・心身がリフレッシュ出来る場・情報

●第2部パネルディスカッション

テーマ「非正規シングル女性への支援を考える」

●報告会に参加して

すすめる会が継続的に取り組んでいるテーマなので、報告会の内容に興味をもち参加しました。

モニターを対象としたwebアンケート調査の結果からは、やはりコロナ禍の及ぼす状況が、より深刻さを増していると思いました。特に非正規の方の仕事・収入家計の影響はどの項目でも正規雇用の方より厳しいものでした。

第2部のテーマには、どうすれば現在のいろいろな困難な立場にいる人たちに、速やかに支援ができるか、改めて考えさせられました。今年度のすすめる会でも皆で取り組んでいきたいと思ひます。（小林英子）

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を ～地方議会での意見書採択をすすめるために～

講師：柚木康子さん(女性差別撤廃条約実現アクション共同代表)



女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき、女性差別撤廃委員会（CEDAW）に通報して救済を申し立てることができる制度です。「個人通報制度」と「調査制度」があります。

選択議定書の採択は、現在114国にもなっています。

日本政府は、条約は批准していますが、**選択議定書はまだ批准していません**。制度を利用するためには批准が必要です。**議定書を批准すると、個人通報制度が利用でき、「男女賃金差別の是正」「選択的夫婦別姓」などの実現にむけ前進することができます。**

日本の地方の議会では、「選択議定書の批准

を国に求める意見書」の採択が急ピッチで実現し146議会になっています。

議定書の批准が実現されると、日本はどのように変わるのでしょうか？いくつか例を挙げます。

▶女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになります。

▶ジェンダー平等や女性の権利の国際基準が、私たちのものになります。

◆オンライン学習会に参加

私たち自身が、選択議定書について理解を深め、その重要性を周囲にも広めることを心がけ、自分の地域の議会での意見書の採択をすすめるとりくみに、粘り強く働きかけをする必要を強く感じました。 参加/小林・藤井（小林）

女性ニュース

◆すすめる会が取材される

3月28日の東京新聞22面（川崎）に共同代表の藤井さんが写真入りで掲載された。これまでの活動や今後の取り組みの予定も語り、注目された。

◆女性の働きやすさ — 日本ワースト2位

3月7日のエコノミスト誌（イギリス）は先進国を中心とした29か国を対象に、女性の働きやすさを指標化した2021年のランキングを発表した。首位は2年連続でスウェーデン。上位4か国を北欧諸国がしめた。日本はトルコにつづき下から2番目の28位、最下位は韓国で、日韓両国は少なくとも16年から6年連続で同じ順位となっている。

◆ジェンダーギャップ指数

昨年4月1日を基準とする日本の状況がわかった。神奈川県は政治と教育の2分野が2位を記録した。WHOは政治・経済・教育・健康の4分野としているが、医療水準が高い日本では地域差が小さい健康をやめ地方自治行政をとりあげた。県と県内33市町村で課長級以上の管理職に占める女性の割合が30%を超える自治体がないことが神奈川新聞の調査で分かった。海老名（27.6%）・茅ヶ崎（24.7%）・座間（23.9%）・相模原（20.4%）が20%を超えたのみ。

◆吉野家 不適切発言常務解任

女性の人権を無視した発言をした常務を牛ドンチェーン「吉野家」が解任した。発言はインターネットの交流サイト（SNS）で拡散し、企業幹部の自覚を欠いた言動が即座に経営上の1大リスクとなることを示した。

◆フラワーデモ 3年目

2019年3月に東京都と大阪で始まり、その後1年間で47都道府県に広がった。毎月11日に各地で行われ、さまざまな取り組みがされている。今年は10・11日の2日間でオンラインを含め31都道府県で実施された。

◆平等賃金の日（イコール・ペイ・デー）

平等賃金の日とは、男女がともに働き始めて、男性が1年で手にする金額を女性が1年を超えて働いて手にする日。

格差を日時で示し、1月1日に近いほど格差は小さくなります。昨年フランス3月8日、アメリカ3月24日、イギリス4月1日、ドイツ4月7日。日本5月6日（日本BPW連合会調べ）

◆女性差別撤廃委員会勧告の実施を

3月8日、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）は国際女性デーにあたり、女性の権利を国際基準に！ 日本政府にたいし、「女性差別撤廃委員会の勧告の完全実施を求める声明」を発表。すでに日本政府は同条約の締結後5回の実施状況調査を受けたものの、その都度だされた勧告（総括所見）の実施への対応は不十分で、世界から大きく立ち遅れていると指摘。第6回実施状況審査を前にして委員会が包括的な差別解消を求めたのに対し、日本政府は真摯な政策意思を持って応えなかったと批判し、勧告の早期完全実施と選択議定書の早期実現を求めています。

◆日経新聞に国連女性機関が抗議

日本経済新聞が4月4日付け朝刊に掲載した漫画作品の全面広告「月曜日のたわわ」に対し、国連女性機関から抗議を受けたことがわかりました。

同社は国連女性機関が呼び掛けている、広告からジェンダー（社会的/歴史的に作られた性差）に基づく有害ステレオタイプ（固定観念）を取り除く取り組みに加盟し、主導的な役割をになっていますが、「加盟規約違反の意義申し立て」を行ったと国連女性機関日本事務所の公式アカウントで明らかにした。

これからの活動

5月24日(火) すくらむ21との打ち合わせ

川崎の女性の歴史聞き書きについて13:00～

幹事会 15:00～

6月8日(水) 幹事会 10:00～ 市民活動センター

6月26日(日) すくらむまつり参加

活動日誌

3月10日 通信印刷・発送

3月16日(水) 調査報告会参加「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」

3月18日(金) 幹事会10:00～ 市民活動センター

4月 2日(土) 会計監査10:00～市民活動センター

4月 6日(水) 総会議案書印刷・発送

4月 9日(土) 幹事会10:00～市民活動センター

4月16日(土) すくらむ21協働事業プレゼン参加

4月23日(土) すすめる会 第39回総会13:00～

第2部 懇談会

最近気になる川崎の「社会教育」の変化

講師 渡辺賢二先生

5月6日(金) 幹事会 10:00～すくらむ21